

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、食品加工業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社工場内のベルトコンベアの前でカツフライの選別作業をしていたところ、意識がなくなり転倒し（以下「本件転倒」という。）負傷した。請求人は、同日、C病院に救急搬送され、「脳挫傷、外傷性くも膜下出血」（以下「本件傷病」という。）等と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病は業務中に油の煙や蒸気ガスによってめまいを起こし、転倒したことにより発症したものであり、業務上の事由によるものであると主張している。

当審査会としては、請求人の同主張を踏まえて慎重に検討したが、一件記録を精査するも、会社工場内において本件転倒の原因となった業務による出来事を客観的に確認し得ず、新たな主張もないことから、本件転倒の原因は不明であり、業務上の事由により本件転倒が生じたとは認められない。したがって本件転倒により発症した本件傷病の業務起因性を認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。